

「正坐」の語誌的研究

南谷直利*, 北野与一**

A Study of Terminological History on “SEIZA”

Naotoshi Minamitani *, Yoichi Kitano **

Received October 28, 2005

Abstract

The purpose of this study is to clarify the process and the period that the vocabulary of “SEIZA” in Japanese was born, brought in our country and settled down among our people according to the previous literature. The results were as follows:

1. The source of “SEIZA” was the old Chinese classic books; “SOUJI”, “KANJYO” and “GOKANJYO” etc.. These old Chinese classic books were imported to Japan by Japanese envoy from China during Sui Dynasty and Tang Dynasty, naturalized citizen and international student.
2. As for the synonym of “SEIZA”, the source was classic books in both China and Japan. “SEIZA” and its synonym appeared on the literature from Heian era to Edo era in Japan, and were used mainly by colleagues related to Buddhism and Confucianism. “KASHIKOMARU” in Japanese was the only word of Japanese origin, and was used commonly by people of the each social class.
3. As for “SEIZA” and its synonym, the mixed use continued long to the end of Meiji era since the appearance on the literature in Japan.
4. “SEIZA” showed the settled tendency approximately to the end of Meiji era, and then settled down in reality as well as in name from Taishou era to the beginning of Showa era (1921-1931). In the social backgrounds of its settlement, the various policies of nationalism existed to prevent both public morals and thought problems related to social trend of Taishou democracy, some kind of evil to the authorities, from deepening and expanding. “SEIZA” was settled down among Japanese people by the execution process of these kinds of various policies.

* 教育能力開発センター
Center of Development for Education

** 北陸大学名誉教授
Professor Emeritus, Hokuriku University

I はじめに

本稿は、これまで継続して報告してきた体育・スポーツ分野における身体学習用語に係る語誌的研究に続く論稿である。

礼儀作法は、「社会秩序を保ち、人間関係を円滑に維持するために守るべき、社会生活上の規範」⁽¹⁾であり、わが国では、それを態度で表わす作法として、敬礼、目礼、黙礼、立礼及び坐礼等の作法がある。

本稿では、現在も社会生活の中でも、また、スポーツ界でも重視されている坐礼の一つとしての「正坐」について、語誌的な検討を加えたい。その検討に当たって、初めに次の諸点を断っておきたい。

- (1) 引用文の表記は、原文のままとする。それ以外は、「常用漢字表」及び「現代仮名遣い」に従って表記する。
- (2) 本来「せいざ」を「正坐」と表記したので、「正座」と表記しないで、「正坐」と表記する。なお、「正座」(「しょうざ」)の場合は、ルビを付して区別する。
- (3) 「正坐」(以下、「」をとる。)という語彙が定着したとの判断基準は、①中央関係省庁(内務省等)関係者、②有識者(研究者)等、③スポーツ(柔道)関係者、④国語辞典類による正坐の慣用が認められることとした。

II 研究目的・方法

本稿は、正坐という語彙がわれわれの社会で誕生し、使用されて定着するまでの経緯及び慣用・定着した時期を諸文献によって明らかにするものである。

III 結果と考察

1. 出典と原義

正坐は漢語であり、その出典と原義について、各辞典は、次のように記している。

- ・『大漢和辞典』⁽²⁾：「威儀正しく坐わる。みづまひを正しくする。〔莊子、庚桑楚〕南榮趺蹴正_レ坐曰、若_レ趺之年_レ者已長矣、將惡乎託_レ業、以及_レ此言_レ邪。〔漢書、游侠、樓護傳〕坐者百數、皆離_レ席伏、護獨東郷正坐。」
- ・『字通』⁽³⁾：「端坐する。宋・曾鞏〔宝月大師塔銘〕熙寧元年十月、感疾す。癸丑、門人と常に往來する所の學佛の人とを會し、告ぐるに將_ニ終へんとするを以てす。其の夕、沐浴して衣を易_カへ、正坐して卒す。享年六十有一。」
- ・『日本国語大辞典』⁽⁴⁾：「礼儀正しくきちんとすわること。膝をそろえてきちんとすわること。端座。(中略) *語漢書-儒林伝序『饗射礼畢、帝正坐自講。諸儒執_レ經、問_ニ難于前_一。』」

以上のように、正坐の出典は、中国の戦国時代(B.C.403-B.C.221)の『莊子』、あるいは『漢書』(82)、『後漢書』(426)等の古漢籍に求めることができる。なお、後述するが、この戦国時代には、正坐とともに正坐に係る類義語と考えられる「静坐」(『韓非子』⁽⁵⁾)や対照語とし

て考えられる「安坐」（『莊子』⁽⁶⁾）等の坐法に係る語彙が誕生している。その後、司馬遷（B.C.145－B.C.86）による『史記』⁽⁷⁾には「危坐」が、諸葛亮（187－226）の『絶盟好議』⁽⁸⁾には「端坐」が登場し、正坐に係る類義語が多様化した。

正坐は、「威儀正しく坐わる」ことで、「礼儀正しくきちんとする」ことであった。この原義に係る「威儀」あるいは「礼儀」は、個々人が属する個々の文化的社会的環境に大きく影響される作法であり、そうした個々の環境下において「正しくすわる」ことと、柔軟にとらえておくことが肝要である。しかし、本稿では、『倭訓栞』⁽⁹⁾にも記されているように、正坐を「両膝を地に着け」、「足先を伸ばして足の甲を床につけ、尻をかかるとに据えて背筋を伸ばした姿勢」⁽¹⁰⁾ととらえておきたい。

2. 伝来と初出

『莊子』、『漢書』及び『後漢書』等の古漢籍の渡来は、平安時代（794－1185）における書籍の見在状況を今に伝える儒者・藤原佐世（？－898）の勅撰による『日本國見在書目録』⁽¹¹⁾（889－897）及び公卿・藤原頼長（1120－1156）の日記『台記』⁽¹²⁾により、ほぼ明らかにすることができる。前者には『漢書』と『後漢書』が、後者には『莊子』、『漢書』及び『後漢書』が登載されている。これらの古漢籍は、600年代から800年代の半ばまで続いた遣隋使・遣唐使らを初め、帰化人や留学生らの手によって奈良時代（710－784）から平安時代にかけてわが国に移入されたのである。

管見の限りでは、わが国における文献上の初出は、「空也聖人和讃」（12世紀後半か）であろう⁽¹³⁾。平安時代中期の僧である空也聖人（903－972）に係る作者不詳のこの和讃に、以下のように記されており、正坐という語彙は、有識者の仏教関係者によって使用されたのである。

「佛も笑ひを含みてぞ 漸くかへりたまひけり
正坐十劫のむかしより 慈光世界をてらすなり
光をふるゝともがらと 塵勞めつして往生す」⁽¹⁴⁾

3. 類義語

正坐についての検討を進めていくに当たり、先にも若干触れたが、この正坐についての類義語の検討も加えて必要となる。それらの語彙が正坐とも絡まり、また、混交して使用された時期が長く続いたからである。ただし、そうした語彙が多数存在するので、本稿では、近年まで長く慣用された主要な語彙を選び、その出典や初出、あるいは原義や坐り方等について、後述の項につなぐ1500年代の終わり頃までを中心に論ずることにしたい。なお、この項は、主として各種の漢和辞典及び国語辞典により、特に、端坐、危坐、跪坐、静坐及びかしまる（畏まる）について検討を加えるものである。

(1) 端坐

『大漢和辞典』⁽¹⁵⁾によれば、「〔曹植、贈王粲詩〕端坐苦愁思、攬衣起西遊。」とあり、更に、宋の郭茂倩の編である『樂府詩集』、北齊の顔之推の撰である『顔氏家訓』及び唐の李延寿の撰である『北史』を出典として挙げている。つまり、端坐は、3世紀の初め頃に著

わされた曹植(192-232)の『樂府詩集』を出典とした語彙であり、その原義は、「ただしくすわる」であった。

わが国でも中国の原義と同じとらえ方をしており、その初出は、景戒(生没年不詳)の日本最古の仏教説話集である『日本靈異記』⁽¹⁶⁾(823)と考えられる。その「上・一三」に、「葉を採り調へ盛りて、子を唱(よ)び端坐して」とある。その後、『往生要集』(984-985, 源信), 『景德伝燈録』(1004, 道原), 『発心集』(1216, 鴨長明), 『宇治拾遺物語』(1213-1219, 編者未詳), 『正法眼蔵』(1231-1253, 道元)及び『沙石集』(1283, 無住)等も示すように⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾, 公家や仏教関係者によって慣用された。なお、仏教語としての端坐は、「姿勢をととのえて、正しく坐禅すること。行儀正しくすわること。」の意をもち、「端身正坐」や「端坐參禪」の仏教語も示すように、正しい「結跏趺坐」の意をもつ語彙でもあった⁽²¹⁾。

(2) 危坐

危坐の出典は、『史記』であり、『史記』〔日者傳〕に「正襟危坐。」とあり、その原義は、「正しくすわる。正しく椅子に腰かける。」であった⁽²²⁾。その後、『管子』や『晏子』等の古漢籍でも慣用されていった。

一方、わが国では、危坐の「危」の意を「たかい、けわしい、正しい」⁽²³⁾、「高い、正しい」⁽²⁴⁾と、原義を踏襲し使用した。『日本国語大辞典』⁽²⁵⁾は、絶海中津の『蕉堅藁』(1403)を出典として挙げ、同書の〔和霑童韻〕「危坐寥々月下堂、一身如_レ在_二白雲郷_一」を掲げている。この語彙は、主として五山文学界、言い換えれば、仏教界で慣用されていった。

(3) 跪坐

『大漢和辞典』⁽²⁶⁾及び『字通』⁽²⁷⁾は、跪坐の原義について、「ひざまづいてすわる」及び「ひざまづいて坐る」と述べ、出典として前者は、『莊子』〔在宥〕「乃齋戒以言_レ之、跪坐以進_レ之。」を、後者は、『管子』〔弟子職〕「食時に至り、先生將に食せんとするときは、弟子饋を饌す。衽を攝へ盥漱し、跪坐して饋る。」をそれぞれ挙げている。以上のように、跪坐は、『莊子』に始まり、その後、『管子』、『司馬法』、『李衛公問對』、『瑯琊代醉編』など、政治論集、兵法論、経史類等の幅広い分野で慣用されていった語彙であった。

わが国では、室町時代(1336-1573)の往来物である『庭訓往来』(1394-1428?, 玄恵)に、「養性法・亦可_レ跪坐座_{ニテ}以_二両手_一拒_レ地_ヲ、回顧_{ニテ}用_レ力_ヲ、各三五度_ニ、能去_二脾臟積風邪_一喜_レ食也」とあり、『時代別国語大辞典』⁽²⁸⁾及び『日本国語大辞典』⁽²⁹⁾が出典として挙げている。なお、この書は、「武士・庶民の生活上必要な用語を網羅」「江戸時代には寺小屋の教科書として広く用いられた」と言われ⁽³⁰⁾、跪坐等の作法に係る語彙の普及に影響を与えたものと推知できる。

この跪坐は、例えば、『網齋先生敬齋箴講義』(17世紀末-18世紀初め頃), 『東京年中行事』(1911, 若月紫蘭), 『明治大正史』(1931, 柳田國男)等にも用いられていることから⁽³¹⁾⁽³²⁾, 室町時代から近代に至るまで、古くは儒者や武士たちによって、近代に入っては一般庶民にまで慣用された語彙であった。

(4) 静坐

辞典は、静坐について、以下のように述べている。

- ・『大漢和辞典』⁽³³⁾：「心を落ち附けて静かに坐る。」「坐禪のやうに端坐する。」。出典について、『韓非子-十過』、『玉潤雑書』、『朱子語録』を挙げている。
- ・『字通』⁽³⁴⁾：「静かにすわる。」。『韓非子、十過』を出典として挙げている。
- ・『日本国語大辞典』⁽³⁵⁾：「心をしずめてすわること。精神を統一して端座すること」、
「儒家で、座禅のように心をおちつけて端座すること。」。出典には、前者は『玉潤雑書』を、後者は『韓非子-十過』を挙げている。

以上のように、静坐は、古漢籍を出典とした語彙であり、複数の意義をもっていた。

わが国でも、中国と同じく、江戸時代(1603-1867)の初め頃から儒者や仏教関係者の間で「精神錬磨のために、心を静めてすわる」⁽³⁶⁾語彙として慣用された。例えば、伊藤玄節編『愈愚隨筆』(1673)、元政の『艸山集』(1674)や熊沢蕃山の『集義和書』(1676頃)⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾などに、この語彙が見られる。

(5) かしこまる(「畏まる」)

「かしこまる」は、言うまでもなく古い和語であり、幾つかの意義を有する語彙である。その意義の一つに、正坐の原初的意義も見られた。各辞典は、以下のように、その意義や出典について報告している。

- ・『角川古語大辞典』⁽³⁹⁾：「眼前の相手に畏敬の念を抱いたり、威圧されたりして、居ずまいを正し固くなる。」。出典として、『日本書紀』(720)、『竹取物語』(平安時代初期)を挙げている。
- ・『時代別国語大辞典』⁽⁴⁰⁾：「尊敬し、恭順する相手に対して、その気持を、ひざまづくなどの態度で表わす。」。出典として『太平記』(1368-1379)、「節用集」類(室町時代)を挙げている。
- ・『日本国語大辞典』⁽⁴¹⁾：「つつしみを表わして、居ずまいを正したり、平伏したりする。」。出典として、『宇津保物語』(970-999頃)、『平家物語』(1219-1243頃)を挙げている。
- ・『大辞泉』⁽⁴²⁾：「謹みの気持ちを堅苦しく姿勢を正して座る。正座する。」。

また、その坐り方については、次のような事例を挙げることができる。

- ・『宇津保物語』⁽⁴³⁾：「ただ君のおり給ふ所に五位六位ひざまづきかしこまる」
- ・『宗五大艸紙』⁽⁴⁴⁾：「酌取やう・・・先座敷の末に可_レ畏。かしこまり様は、右のひざを立、左のひざをつきてきびすを尻にあてて敷べし。久ければ、ひざをたてかへ候。又もろひざをつきても畏候」(1528、伊勢貞頼)
- ・『倭訓栞』⁽⁴⁵⁾：「兩膝を地に著け、尻を足に著て安くすわる坐といふとぞ、是今のかしこまる也」(1777-1887、谷川士清編)
- ・『邦訳日葡辞書』⁽⁴⁶⁾：「うずくまりしゃがむ。(中略)人の面前に、両手を地面についてうやうやしく坐って居る。」

以上の報告から、その坐り方は多様であり、その共通点は、「しゃがむ」、「片ひざか両ひざをつく」、「尻を足につける」であった。別の座法に係る語彙で言えば、正坐や危坐のほか、エジプト坐り(片膝坐り)、蹲踞、跪坐などをも含むものであった。

これまでの五つの類義語についての検討結果について、次のようにまとめておきたい。

正坐に係る類義語の端坐、危坐、跪坐及び静坐は、古漢籍を出典とした語彙であり、わが国に渡来後、早いものは平安時代から文献上に登場した類義語や室町時代から江戸時代にかけて文献上に登場した類義語も見られた。これらの類義語は、主として仏教関係者や儒者、あるいは公家等の貴族や武士たちの世界に慣用された。

なお、正坐に係る類義語のうち、ただ一つの和語である「かしこまる」は、わが国の古典である『日本書紀』を初め、『竹取物語』や『宇津保物語』等に登場した古語であり、古代から近代に至るまで、各層の人たちによって慣用された。

4. 正坐とその類義語の混交使用時代——正坐を中心に

古漢籍の『莊子』、『漢書』及び『後漢書』により、平安時代に伝えられた正坐という語彙は、「空也聖人和讚」に初めて登場したことについて先述したが、ここでは、伝来後の正坐を中心に、その類義語も含めた普及過程を江戸時代から明治時代末期（1603-1912）までを検討することにする。

藤原定家（1162-1241）は、『毎月抄』（1219）で父藤原俊成（1114-1204）から歌を詠むときの姿勢を厳しく教えられたと、次のように述べている。

- ・「歌をかまえてたゞしく居て詠ならふべく候。或は立ながら案じ。うつぶして讀など身を自由にして讀つけぬれば晴の時法式たがひたるやうに覺えてよまれぬ事にて候。何事もくせに成て詮なきことにて侍るべし。萬のわざは。たゞしきまのうるはしきをもてよしと申事にて候。からざまにも。座たゞしからずしてよむべからずといましめ申候しに候。」⁽⁴⁷⁾

以上は、朝廷や貴族社会における椅子の使用が廃れていた同時代の坐法の一部を表わしており、「正しく坐ることがあらゆる芸道の基礎」⁽⁴⁸⁾であることを指摘したものであり、貴族社会では、正坐への概念や坐法が芽生えつつあったことを示す一つの事例でもあった。

以下、正坐と類義語について、先行研究や両者の混交使用等にかかる検討を行う。

(1) 坐法の主要な先行研究

初めに、入澤達吉の「日本人の坐り方に就て」（以下、入澤論文という。）に関し述べる。入澤論文は、「日本人が今日の如く家居平常、日本流の坐り方をするやうになったのは、元禄享保頃からではないか」と指摘し、風俗画、縁起、御物、浮世絵等を参考資料として、「日本流の坐り方」（「正坐」）、「アグラ」、「立膝」等の多様な坐法が見られたことを国内で最初に報告した⁽⁴⁹⁾。更に、「此の時代に於ては、召使の女が長上に對する時には（中略）貴婦人と雖も殊に禮儀を正しうする場合には（中略）僧侶も俗人も男女共に禮拜する時には」「正しい坐り方」したと述べている⁽⁵⁰⁾。また、この「正しい坐り方」は、「都会に行はれ、段々にそれが田舎にまで波及し」と推測できるとし、その背景に、「應仁の亂以後」（1477-）の「疊」の「一般への普及」や「禮式がやかましくなつて、其の中に一方には茶の湯なども段々流行し」たことなどが見られたと、報告している⁽⁵¹⁾。

上記の入澤論文に対し、疑問点を投げかけたのは、山折哲雄と熊倉功夫であった。

山折は、「日本人がいわゆる日本流の坐り方をするようになったのは元禄・享保ごろのことだ、とする入澤氏の説」に対し、「それらの資料は特殊な場所における特殊な人間の生態を映

し出した、その意味では限定的な意味をもつ資料であったということを忘れてはならない。つまり、坐という問題を検討するうえでは、なお一面的な性質をもっているといわなければならない⁽⁵²⁾と指摘した。また、「正坐は、晴れの儀式に適合し、人間関係における挨拶と誓約と連帯を約束する身体符号として発展していったのではないであろうか」と推知し、それは近世で発展をみた「茶室の作法につながっていた」と断じた⁽⁵³⁾。

一方、熊倉は、「膝をおり曲げ、両足の親指を重ね、足のうらの上に尻をのせ、膝前を軽くあけてすわる型を、正座とよびならわすようになるのは明治維新以降であろう。(中略) 明治一五年(一八八二)に出版された『小学女子容儀詳説』上篇(田中小三郎著)に

凡そ正坐は、家居の時より習ひ置くべし、(後略)

とあるのは早い。(中略) 本来このすわり方は何とよばれていたのか。正座とはいわず『かしこまる』といった。すなわちこのすわり方は、正座ではなく、主君に対して家臣がかしこまる姿を示す姿勢である⁽⁵⁴⁾と指摘した。また、入澤論文の様々な坐り方に対し、一部の疑問とそれに係る研究を報告した。それらは、「かしこまる」の坐り方には、「跪坐」、「蹲踞」及び「ひざまずく」(正坐)があったこと。「茶人の正座はある時代まで亀居(割座)であった」ことや「公家などが肖像画に描かれる姿は楽座」であったことなど、「かしこまる」の多様な坐り方や芸道の分野により、また、階層社会の階層によって「かしこまる」の坐り方が異なっていたことを報告した⁽⁵⁵⁾。

以上、先達の坐法に係る研究報告について、その一端を記したが、これらの研究報告を重要な参考資料として検討を加えていきたい。

(2) 正坐と類義語の混交使用

先に述べた入澤論文は、3種の「跪坐」と『眞』ノ坐位(正坐)を含む9種の坐法を挙げていたが、その分析には限界があるにしても、正坐と、併せて類義語をも含む多様な坐り方を紹介し、それらがいくつかの階層社会の中で見られたとの報告は、当時としては注目すべき報告であったと評価できる。

ここでは、先の正坐と類義語の検討との関連もあり、正坐と端坐、危坐、静坐及び「かしこまる」の類義語についての各層各界の使用状況等を検討する。

① 正坐

林宗二(1498-1581)編の『蒙求抄』〔三〕(1638)に「其心は正坐の心で座をただしうするほどに」⁽⁵⁶⁾とある。『蒙求』は、李瀚撰の唐代の類書であり、わが国に平安時代に伝わり、盛んに幼童用の教科書として使われた。その『蒙求』をカタカナ交じり文で書き下し、注釈したものが『蒙求抄』である⁽⁵⁷⁾。このように、正坐という語彙は、室町時代の後期には有識者層の目にとまっていたものと考えられる。

また、貝原益軒(1630-1714)の『養生訓』〔巻第五、「五官」〕(1713)で、「坐するには正坐すべし。かたよるべからず。燕居には安坐すべし。」⁽⁵⁸⁾と述べられている。この書の刊行が正徳年間(1711-1716)であり、先述の入澤論文が指摘した「元禄 享保」(1688-1736)に当たることは、注目に値する貝原の表記であった。当時、「すでに啓蒙学

者として(中略)注目され」ていた貝原は、「経験し検証できたもの」を書き綴っていることから⁽⁵⁹⁾、既に、この語彙を慣用していたものととらえることができる。なお、貝原は、『和俗童子訓』〔卷之三〕(1710)の中で、「読書法」について、「書冊を正しく几上におき、ひざまづきてよむべし。」⁽⁶⁰⁾と、正坐の坐り方も記している。

更にまた、江戸時代中期の国学者本居宣長(1730-1801)にかかわることで、宣長の長女飛驒(1770-1849)の「宣長六十一ノ自畫自讃像」についての証言(『備忘録』⁽⁶¹⁾)に、以下のような証言が記されている。

- ・「宣長ノ肖像ニツキ祖母飛驒ヨリ聽ケリトテ父ノ語りシ所次ノ如シ
宣長ノ像ハ義信 有景及び井特等ノ描ケルガアリ サレド容兒ノ最モ能ク似タル
ハ六十一歳ノ自畫自讃像ナリ
六十一歳ノ像ハ跣坐ノ體に描カレタレドモ實際ハ跣坐セラル、コトナシ 四十四
歳ノ自畫像ノ如ク正坐セラル、ガ例ナリ」

この『備忘録』については、本居彌生の「父清造が宣長に関する諸案件其の他につき資料により或は実際にその衝に當りて処理せし経緯を正しく且つ詳細に後世に傳へんがため覚書として認め置きたるものなり」(1974)との添え書きがある。

明治期に入っては、次のような事例も見られた。

- ・『學校衛生論』(1880, 大河本聽松抄譯)：「習字本ヲ斜置スルトキハ兩眼ノ運動ヲナスニ頭ヲ些ク傾クルノミヲ以テ足レリトス故ニ肩胛ヨリ坐骨ニ至ルノ間ハ卓端ニ平行シテ正坐スルヲ得ベシ 故ニ之ヲ正置セバ則チ斜坐シ正坐スレバ則チ斜置セザルヲ得ズ」⁽⁶²⁾
- ・『小學女子容儀詳説』〔上篇〕(1882, 田中小三郎)：「凡そ正坐ハ、家居の時より習ひ置くべし、然らざれば、他家に至り暫時の間にも、足痺びれて、堪ゆるにあたはず」⁽⁶³⁾
- ・『思出の記』〔二・三〕(1900-1901, 徳富蘆花)：「感心に小さな者までもきちんと正座して居る」⁽⁶⁴⁾
- ・『現代名士の養生振』(1911, 岡本學編)：「正坐の修養」(松方正義, 「我心身養法」), 「臍下丹田に全身の力を入れて正坐する」(田建治郎, 「休暇毎に別荘に赴く田園生活」), 「此方法は必ず正坐せなければならぬ」(鈴木充美, 「速成禪」)〈以上, ルビを省略〉⁽⁶⁵⁾
- ・『全国附属小学校の新研究』(1991, 金港堂編集部編, 寺崎昌男・久本幸男監)：「一. 座方は先づ片足を少し後にひきて膝をまげ引きたる方の膝を先に疊につけ次に他の膝を下し兩足の拇指を重ねて座シテは膝上に置き上體を眞直にし頭をあまり仰向けず又俯向かぬ様にすべし (後略)」(千葉県女子師範学校附属小學校「作法教授」, 「作法教程」〈尋常小學校第一學年：行儀〉)⁽⁶⁶⁾

以上、わずかな事例であるが、入澤論文が指摘の「元禄 享保」時代から江戸時代末期にかけて、坐り方だけではなく、正坐という語彙も、一部の有識者や啓蒙家たちによって使用されていたものと解される。

また、明治時代(1868-1912)に入って階層的封建社会から四民平等社会へと変容し、正坐の使用は、階層からの脱皮という新たな段階に入った。つまり、正坐は、衛生教育や礼儀作法教育として一部の学校教育の中で取り上げられ、文筆家や有識者によっても使用された。なお森鷗外(1862-1922)は、『藝用解體學』の中で「坐」を取り上げているが、

「直坐」や「恭坐」という語彙が見られるものの、「正坐」という語彙を使用していない⁽⁶⁷⁾。また、柳田國男（1875-1962）は、『明治大正史』（「床と座敷」）及び「民間些事」（「馴れるといふこと」）の論稿の中で「跪坐」及び「危坐」を使っているが、正坐という語彙を使っていない⁽⁶⁸⁾。更にまた、講道館柔道の創始者で教育者でもある嘉納治五郎（1860-1938）は、大正期（1912-1926）の半ば頃までは「端坐」を慣用していた⁽⁶⁹⁾。以上の事例などから、明治期における正坐の定着化状況を概観するに、その末期頃に至り定着傾向を強めた、がしかし、いまだ定着したとは言えない状況であったとまとめておきたい。

② 端坐

「坐必端正」⁽⁷⁰⁾と教えられた端坐は、江戸時代から明治期にかけて慣用された。その主要な事例の若干を以下に掲げることにする。

- ・『夜船閑話』（1757, 白隠慧鶴⁽⁷¹⁾）：「時に一老父あり（中略）簾子の中を望めば、朦朧として、幽が目を取めて端坐するを見る。」、「蘇内翰が曰く（中略）腹の空なる時に当て即ち静室に入り、端坐黙然として出入の息を数へよ。」
- ・『言志四録』（1994, 佐藤一斎語録, 久須本文雄訳著⁽⁷²⁾）：「端坐内省して心の工夫を做すには、宣しく先ず自ら其の主宰を認むべきなり。」
- ・「小笠原宗家の言辭」⁽⁷³⁾：「礼道の要は、心を練るにあり。礼をもって端坐すれば、兇人剣を取りて向うとも害を加うること能わず」
- ・『新撰字解』（1872, 中村守男編⁽⁷⁴⁾）：「端坐 タンザ タダシクスワル」
- ・「松下村塾の内容」（1881, 杉民治⁽⁷⁵⁾）：「教授法ノ要略 通常座敷ニテ机ニ着キ端坐セシメ、一人毎ニ授読シテ又講義セシム」
- ・『改正増補和英語林集成』（1886, J. C. HEPBURN⁽⁷⁶⁾）：「TANZA タンザ 端坐 (tadashiku suwaru) Sitting properly, or in a correct manner.」
- ・『春酒屋漫筆』〔梓神子・一〕（1891, 坪内逍遙⁽⁷⁷⁾）：「高麗縁の小畳の上につと乗りて左手に向きて端坐（タンザ）しそが傍にありける三宝を取りて真向ひに置きぬ」
- ・『辭林』（1911, 金澤庄三郎編⁽⁷⁸⁾）：「たんざ〔端坐〕行儀たゞしく坐すること。」

上記の白隠（1686-1769）は、江戸中期の臨済宗中興の祖で、「諸国を遊歴し、禅の民衆化・革新を遂行」した僧であり⁽⁷⁹⁾、佐藤一斎（1772-1859）は、江戸後期の儒学者で、「林家の塾長、昌平坂学問所教授を歴任」した人物である⁽⁸⁰⁾。また、小笠原清務（1846-1913）であり、「武家礼法として儀礼弓馬の作法を伝え、江戸時代から幕府にも採用された小笠原礼法の宗家」である⁽⁸¹⁾。

以上のように、江戸時代には、仏教関係者、儒学関係者及び武士層などの階層社会にこの端坐が慣用されていた。明治期の四民平等の新時代に入っても、江戸時代に続いてこの語彙は、思想家・啓蒙家、あるいは小説家等の有識者層間で慣用された。

③ 危坐

先にも触れたが、危坐の危は、「高い、正しい」の意をもっており、この危坐の使用についての若干の事例を挙げてみよう。

- ・『杏陰集』〔對山待月〕（1772頃, 堀杏庵⁽⁸²⁾）：「危坐樓臺待月光〈樓臺に危坐して月光を待てば〉遠山已黒近山黄〈遠山は已に黒く近山は黄なり〉（後略）」
- ・『閑雲遺稿』〔「秋夜即事」〕（1863, 機外⁽⁸³⁾）：「危坐梵王城〈梵王の城に危坐すれ

ば) 凄凄夜氣清 (凄凄として夜氣は清し) (後略)]

- ・『蕪村集』〔文章篇, 「むかしを今の序」〕(1774, 与謝野蕪村)⁽⁸⁴⁾ : 「ある夜危坐して予にしめして曰, 夫俳諧のみちや, かならず師の句法に泥むべからず (後略)]
 - ・『開化の入口』〔下〕(1873-1874, 横河秋濤)⁽⁸⁵⁾ : 「下々の様に膝を後へ折てチンとかしこまる事は, 支那でも是を危坐 (キザ) と言って甚だ卑んで居る事サ」
 - ・『筆まかせ』〔第三編〕(1890, 正岡子規)⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾ : 「此頃心理學の講義を聞くに刺戟又ハ運動ノ法則 (Law of Stimulation on Exercise) といふことあり (中略) 故に人ハ直立又ハ危坐して少しも動かぬハ苦しく, それよりハ多少, 手足身体を動かさる方, 愉快也」
 - ・『蒲団』〔九〕(1907, 田山花袋)⁽⁸⁸⁾ : 「危坐して自分を諫 (いさ) めるかも知れぬ」
- 以上, 江戸時代から明治期にかけての危坐の使用事例を挙げたが, 堀杏庵 (1585-1642) は, 儒家で尾張徳川家に仕え, 機外 (-1857) は, 隆興寺の住持となった僧である⁽⁸⁹⁾⁽⁹⁰⁾。江戸時代に入り, それ以前に既に見られた仏教界を初め, 儒者や文人たちの有識者層にもこの語彙使用の拡大が見られた。こうした傾向は, 明治期に入っても新時代にふさわしく, 啓蒙家を初め, 歌人や小説家等の文人層の間で使用されていった。

④ かしこまる

「つつしみを表わして, 居ずまいを正したり, 平伏したりする」意のかしこまるについては, 先に検討したが, 江戸時代から明治期にかけてのこの語彙使用の主要な事例には, 次のようなものがある。

- ・『オリベ武家茶法 古織伝』〔「客入大形」〕(1660, 荒木利兵衛板行)⁽⁹¹⁾ : 「振る舞い出し候とき, 大名衆の御座ならば, 早く畏まり, 手を差しだし, 膳を取り戴き, 膳を据えすみて, さて膝をなおすべし」
- ・『女礼十冊書弁解』〔「酌の次第」〕(田村節藏)⁽⁹²⁾ : 「ひらき酌の事。加へて本酌右へ立時は加は左の方へたち候て上座を後になさるやうに居なおりかしこまるべし。」
- ・『春色梅児誉美』〔後・一〇齣〕(1832-1833, 為永春水)⁽⁹³⁾ : 「その風俗の人々に似たりと思へばおそらく, ふるへてわきへかしこまる」
- ・『改正増補和英英和語林集成』(前掲書)⁽⁹⁴⁾ : 「KASHIKOMARI, -RU カシコマル 畏 i.V.To sit properly in the Japanese mode ; (後略)]
- ・『浮雲』〔一・二〕(1887-1889, 二葉亭四迷)⁽⁹⁵⁾ : 「お政は学問などといふ正坐 (カシコマッ) た事は虫が好かぬが」
- ・『辭林』(前掲書)⁽⁹⁶⁾ : 「かしこまる〔畏〕(中略) ㊦正しく座す。ひざまづく。(後略)」

なお, 以上のほかに, 『日葡辞書』, 『倭訓栞』及び『開化の入口』等にも事例が見られるが, 既に述べたので, ここでは省略する。

江戸時代に入って, この和語である「かしこまる」は, 武士層の礼法だけではなく, 「武家茶法」や「武士階級に関係する女性, すなわち武士の奥方に仕える女中等のための礼儀作法-女礼」の中で慣用された⁽⁹⁷⁾。更にその後期には, 人情本でも使われ, 町人層にも普及していった。明治の新時代に入ってもこの語彙は, 事例も示すように, 危坐や正坐の類義語として一般社会に慣用されていった。熊倉功夫は, いみじくも「かしこまるす

わり方の一つをもって国民全体の正座とした⁽⁹⁸⁾とも指摘している。

⑤ 正坐とその類義語に係る辞典の掲載（明治期）

正坐やその類義語が国語辞典等の中で掲載されているか、いないかは、これらの語彙の社会での定着度を示す指標の一つともなる。以下に掲げる「第1表」は、明治期出版の若干の辞典を調べたものである。

第1表 正坐と類義語に係る辞典の掲載（明治期）

No.	書名	著者名	発行所 発行者	発行年	刊行数 刷数	正坐	静坐	端坐	危坐	跪坐	かしこまる
						P	P	P	P	P	P
1	言海	大槻文彦	大槻文彦	M31.2	41版	なし 544	なし 544	なし 625	なし 243	なし 243	
2	日本新辭林	林 堯臣		M34.5.31	13版	なし 1103	なし 1103	なし 1231	なし 543	あり 543	あり 410
				M36.7.10	20版	なし 1103	なし 1103	なし 1231	なし 543	あり 543	あり 410
3	日本大辭林	宮内省蔵版 物集高見纂	吉岡半助 林平次郎	M27.6.16							
				M40.9.5	(縮刷)	なし 775	なし 775	なし 868	なし 454	なし 454	あり 368
4	大増訂 ことばの泉	落合直文		M31.6.25							
				M41.9		[あり] (868)	なし 762	あり 868	あり 403		あり 314
5	大増訂 ことばの泉補遺	落合直文幸 (相統者・増訂者)	大倉書店	M41.11.14							
				M42.8.26	4版	あり 554	あり 554				
6	辭林	金澤庄三郎	三省堂	M44.4.8		あり 831	あり 831	あり 976		あり 342	あり 261

[]：別語彙の中に記載されている。()：巻数，冊数

以上のように、正坐とその類義語であるかしこまるを除く静坐，端坐，危坐が国語辞典で掲載され始めたのは、明治の末期頃であった。なお、正坐は、その類義語の使用されている中で、定着傾向を強めていったのであった。

この項を次のようにまとめて、次項に移る。

正坐とその類義語について、江戸時代から明治期にかけてその使用状況を検討してきたが、概略、次のようなことが言えるだろう。

一つは、この期間は、総体的に正坐とその類義語に係る混交使用時代であったとすることができる。それぞれの語彙は、江戸時代には階層というバリアを容易に克服できずに終わり、明治期に入っては、そのことが残がいとして後を引き、ある特定の階層的な社会やある特殊な分野から抜け切れない使用状況が続いたのであった。

二つには、視点を特に正坐に絞って言えば、明治期の中頃から正坐は、一部であるが、学校教育における衛生や礼儀作法の指導の中で取り上げられるなど、徐々に普及の度を増し、その末期には国語辞典に掲載されるようになり、益々その定着傾向を強めたのであった。

5. 正坐の定着——大正期から昭和初期にかけてを中心に

大正期（1912-1926）に入っても、正坐とその類義語に係る混交使用は続いた。

わが国では、明治末期から昭和初期にかけて（1904-1935）、後述のように、社会情勢に大きな変動が見られた。それに係る国家的な対応等により、礼法の国民的普及も行われ、正坐が坐法にかかる礼法の一つとして、国民生活上で問題化していくこととなる。

この項では、本稿の冒頭で掲げた正坐の定着に係る判断基準である4項目について、以下検討を進めていくことにする。

（1）内務省関係

初めに、中央政府関係者による広報文献について述べる。

玉井廣平は、『現代青年処女の作法』（1924）で「正坐」について詳述している。以下、其の一部を掲げる。なお、ルビは省略する。

「第二 座作進退

四 作法を習ふには何から始めるのですか。

姿勢を正すことから始めるのです。（中略）姿勢を正すことは、私共のすべての言語動作の根本となるものであります。

我国現在の生活状態から言へば、作法に於ける基本的姿勢は、三つに分けて申さねばなりません。即ち

- 一 正座の姿勢
- 二 直立の姿勢
- 三 直椅の姿勢

でございます。

五 正座の姿勢といふのはどうするのですか。

両足の拇指を少し重ね、おしりを其上に乗せ、上体をまつすぐにし、下腹に稍力を入れる気味にし、両手は、てのひらを下向きにして膝の上に置き、頭をまつすぐにして正面し、口を閉ぢ、眼を前方適當の一点に定めて坐るのであります。これが作法に於ける正座の姿勢です。

（中略）

第四 敬礼

一五 普通礼の座礼は、どういふ仕方にするのですか。

先づ正座の姿勢をとり、敬礼する人の顔に一寸注目し、両手を膝の上から静かに膝の前に擦り下し、両方から斜に八字形に向ひ合はせ、両手の食指の隔りを凡一二寸ぐらゐとし、両肘はあまり堅く張らないやうにし、徐々に上体を屈し、頭は座面から約二三寸ぐらゐの所まで下げるのでございます。』⁽⁹⁹⁾

著者の玉井は、「多年文部省に在りて我が社会教育のため其の蘊蓄を傾け、今又内務省に移つて、青年団処女会等の事に一層の努力を為しつゝある人」であり、本書は「内務省社会局に奉職中に書かれたもの」であった⁽¹⁰⁰⁾。なお、本初は「百四の設問に答えるという形で礼儀作法を述べたもの」であり、本書が「大正デモクラシーから昭和モダニズムの底流を形づくる庶民の、タテマエとしての生活指針の典型である」として、識者から評価されている⁽¹⁰¹⁾。

(2) 研究者等有識者関係

ア. 歴史的立場から

大正8(1919)年,日本史学会第41回学術講演会にて,入澤達吉は,「日本人の坐り方に就て」と題し講演した。この時の講演が筆記され,翌年発行の『史學雜誌』(第31編第8号)⁽¹⁰²⁾に掲載された。この入澤論文における本稿の課題にかかわる主要な点を以下に述べる。

- ・「眞の坐り方」は,「左右の膝の關節を均等に極度まで曲げ,即ち膝から下の下腿と膝から上の大腿とをチヤンと折り重ね,腓腸は大腿の裏に密着するやうにし,足首の關節は極度に伸展して,足背は向脛と一平面になるやうにし,即ち足の甲は向脛と共に疊或は床にピッタリ附着させ兩方の跟かゝとと足蹠あしのうらの内側とにて臀を支へ,身體の重點が其處に落つるやうな工合に坐る(中略)左の第一趾の内側と,右の第一趾の内側とが互に接着するやうにして坐る或は左右第一趾が重り合ふやうにして坐ることもあります。」
- ・「長上の人に對して敬意を表するか,特に或る禮拜の時,禮式の時などには,一時暫く今日吾々のやつて居るやうな日本流の坐り方をしたものゝやうに思はれる」
- ・「高貴の人が正坐する時には,樂坐をやつたものと思はれます。」
- ・「日本人が今日の如く家居平常,日本流の坐り方をするやうになつたのは,元禄享保頃からではないかと思ひます。」
- ・「坐り方には家屋の建築とか衣服の變化とかが,大に關係します。」

以上のように,入澤論文は,「正坐」は言うまでもなく,その正坐を「日本の正しい坐り方」,「眞の坐り方」及び「日本流の坐り方」などとも呼称した。その正坐についての坐り方や樂坐などの坐り方の例外,その意義や形成の時期,それに影響を与えた諸事項や普及の仕方などについて論じていた。

イ. 民族学的立場から

民族学の分野でも,礼儀作法等とかかわって,以下のような報告が見られた。

- ・「祖神尊崇」(1946,伊藤正之助)⁽¹⁰³⁾ : 「自分が母から受けた躰(中略)食事の時は必ず正座させられた。」
- ・「幼時の躰」(1946,宮本常一)⁽¹⁰⁴⁾ : 「食事は男はアグラで食べる。女は正座」
- ・「村里の教育」(1983,宮本常一)⁽¹⁰⁵⁾ : 「あぐらをかくことが不作法で,正座するのが行儀がよいというのも理由がわかっていてそうするのではなく,あぐらが不作法だと初めからきめてかかるところに,古い伝承方法がそのまま見られる。」

上の報告は,採集年月が明らかでないが,報告者と報告内容から,大正期から昭和初期にかけての報告と推知できた。

(3) スポーツ関係——柔道を中心に

嘉納治五郎(1860-1938)は,「礼儀というものは先方に対する自己内心の敬意または同情を外に表わす法式」であり,「礼儀に密接な関係のあるものは姿勢と挙動である」として,「務めて正しい姿勢を保持」することを強調し,「洋服を着用していても他人の前で容易に胡座をかかないのは,これはわが国の礼法を重んずる精神」なのであると主唱した⁽¹⁰⁶⁾。その嘉納が,

以下のように、ある時期に坐法の語彙として使っていた「端坐」を「正座」へと語彙使用を変えたのである。

- ・「柔道家の品格」(1917, 嘉納治五郎)⁽¹⁰⁷⁾ : 「道場において端坐するのただ道場の規則だから端坐するのだと思っていると (中略) 道場において端坐するのは人間として礼儀を正しうするときの必要なる姿勢である。」
- ・「嘉納塾について」(1927-1928, 嘉納治五郎)⁽¹⁰⁸⁾ : 「勉強の時間には必ず正座着袴して足をくずすことを許さない。」(「嘉納塾の規則」)

この「端坐」から「正座」への語彙使用の転換は、正坐の一般社会における定着化の一面を示していた。その転換の背景には、大正末期の嘉納を取り巻く社会の、「経済上の非境は依然として打続き、国民の思想は相変わらず混乱状況にあり、国際関係は毫も良好に向かわず」⁽¹⁰⁹⁾ という状況があった。また、嘉納自身の「精力善用・自他共栄」の柔道精神による社会教化理念と国家的な風紀・思想問題政策とが重なり合っの国民精神作興理念があった。こうした事情を背景にして、当時、徐々に国民的理解が得られつゝあった正坐という語彙を使用するに至ったものと考えられる。

(4) 国語辞典類関係

大正期から昭和初期にかけて刊行された国語辞典類における正坐とその類義語に係る掲載は、第2表のとおりである。

この辞典類は、石川県立図書館所蔵のものであるが、意図的に選択して掲げたものではない。この表を見て注目すべきことは、No.5-No.7の辞典が示すように、大正末期から昭和初期に

第2表 正坐と類義語に係る辞典の掲載 (大正期～昭和初期)

No.	書名	著者名	発行所 発行者	発行年	刊行数 刷数	正坐	静坐	端坐	危坐	跪坐	かじこまる
						P	P	P	P	P	P
1	ローマ字索引 國漢辞典	榮田 猛猪 近藤 久吉	啓成社	T4.6.27	初版						
				T4.6.30	再版	[あり] (393)	なし 639	あり 783	あり 393	あり 393	あり 335
2	言海	大槻 文彦	大槻文彦 吉川半七 林平次郎	M37.2.25	初版						
				T9.3.5	385版	なし 544	なし 544	なし 625	なし 243	なし 243	あり 187
3	廣文庫 羣書索引	物見 高見	廣文庫 刊行会	T11.4.5~ T12.7.5	(初版T5) 再版	なし (10) 1022	あり (10) 1022	なし (12) 618	なし (6) 2	なし (6) 2	なし (4) 945
				T11.1.1	(初版T5) 再版	なし (2) 466	なし (2) 466	なし (2) 749	なし (1) 757	なし (1) 757	あり (1) 568
4	日本大辞典 改修言泉	落合 直文 芳賀 矢一 改修	大倉書店	T10.12.25	初版						
				T11.1.30	3版	なし	なし	なし	なし	なし	
5	ローマ字びき 國語辞典	上田 万年	富山房	T11.10.25	増補 32版	あり 779	あり 779	あり 926	なし 510		あり 453
6	大日本国語辞典	上田 万年 編 松井 簡治	富山房	T4.10.5	初版						
				S3.10.3	修正版	あり (3) 96	あり (3) 96	あり (3) 573	あり (1) 1078	あり (1) 1078	あり (1) 806
7	大辞典		平凡社 下中弘	S11.11.20	初版	あり	あり	あり	あり	あり	あり
				H6.8.25	履刻版 第1版	(15) 354	(15) 354	(17) 278	(7) 430	(7) 430	(6) 111

[] : 別語彙の中に記載されている。() : 巻数, 冊数

かけて出版された辞典類には、正坐が定位置を占めて掲載されていることである。昭和初期においては、静坐が『夜明け前』（1932-1935、島崎藤村）⁽¹¹⁰⁾でも使用されているように、なお生き続けている語彙もあれば、端坐、危坐及び跪坐のように古語となりつゝあった語彙も見られたのである。

（5）上掲4項目のまとめと定着の背景

「風俗の変遷について絶対年代をあてはめることは無理」⁽¹¹¹⁾であるが、正坐の定着に係る判断の4項目についての検討を終えるに当たり、次のようにまとめ、その背景等について若干触れておきたい。

明治末期から正坐の使用が定着傾向を強めたことは、前述したが、上記の検討の結果、大正末期から昭和初期にかけて、定着に係る4項目の判断基準を概略満たしたものととらえられることから、正坐は、この期間に名実ともに定着したものと考えたい。

この定着の背景には、日露戦争（1904-1905）後から昭和初期にかけて深化と拡大を続けた大正デモクラシー思潮と、それを防ごうとする国家主義的権力による風紀・思想問題に係る帝国主義的諸政策との相克が見られた。また、この期間には、戦争の勝利、第1次世界大戦への参加（1914）、震災の発生（1923）、世界金融恐慌等、多くの大きな事件や社会問題が次々と起こった。

政府は、「国家権力にとっての悪しき大正デモクラシーの社会的風潮」の深化・拡大を防ごうとして、特に、風紀・思想問題では、「権威的・権力的なイデオロギー的装置を通じて」「価値意識や思想を規制・修正・変更させよう」とした⁽¹¹²⁾。その主要なものとして、「戊申詔書を下す」（1908）、「内相と文相が青年団の指導・統制について共同訓令を出す」（1915）、「国民作興についての詔書を下す」（1923）、「中学・師範・高専に軍事教練を実施」（1925）、「治安維持法を公布」（1925）、「治安維持法改正を公布」（1928）、「内務省に特別高等警察課、憲兵隊に思想係をおく」（1928）、「学生の思想調査・指導のため文部省に学生部をおく」（1929）、「中学校令施行細則を改正：柔・剣道を必修とする」（1931）などを挙げることができる⁽¹¹³⁾。こうした風紀・思想問題に係る国家権力による諸政策が講じられていく過程で、正坐は、階層や分野を越えて「国民全体の正座」⁽¹¹⁴⁾として、名実ともに定着を果たしたのである。

IV おわりに

これまでの考察の結果、若干の知見が得られたので、それらをまとめて、本稿の結語とする。

1. 正坐という語彙は、『莊子』、『漢書』及び『後漢書』等の古漢籍を出典としている。これらの古漢籍は、遣隋使や遣唐使を初め、帰化人及び留学生によってわが国に移入された。
2. 正坐の類義語もまた、古漢籍やわが国の古典を出典としている。正坐とその類義語は、平安時代から江戸時代にかけて文献上に登場し、主として仏教・儒学関係者によって慣用された。なお、唯一の和語である「かしこまる」は、各層の人たちによって慣用された。
3. 正坐とその類義語の混交使用は、文献上に登場して以来、長く明治末期頃まで続いた。
4. 明治末期頃に定着傾向を見せ始めた正坐は、その後、大正末期から昭和初期にかけて（1921-1931）、名実ともに定着した。

その定着の背景には、権力側にとって悪しき大正デモクラシー社会的風潮にかかる風紀・思想問題の深化・拡大を防ぐための国家主義的諸政策が見られた。正坐は、こうした諸政策の執行過程で国民的に定着していったのであった。

引用文献

- (1) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 大辞泉, 第1版第1刷, 小学館, p.2806
- (2) 諸橋轍次 (1988), 大漢和辞典, 卷6, 改訂版第8刷, 大修館, p.665
- (3) 白川静 (1996), 字通, 平凡社, p.894
- (4) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 日本国語大辞典, 第2版, 第7巻, 第1刷, 小学館, p.1173
- (5) 白川静 (1996), 前掲書, p.913
- (6) 白川静 (1996), 前掲書, p.11
- (7) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 卷2, p.629
- (8) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第8巻, p.1212
- (9) 古事類苑刊行會編 (1927), 古事類苑, 禮式部二, 敬禮下, 古事類苑刊行會, pp.100-101
- (10) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 前掲書, p.1462
- (11) 塙保己一編, 補・太田藤四郎 (1989), 統群書類従, 第30輯, 下, 卷884, 雑部34, 統群書類従完成会, pp.36-37
- (12) 大庭脩 (1997), 漢籍輸入の文化史, 研文出版, pp.54-55
- (13) 二本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第7巻, p.1173
- (14) 鷲尾順敬編 (1925), 國文東方佛教叢書, 第8巻, 歌頌部和讃二十五, 通頁p.527
- (15) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 卷8, p.724
- (16) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編 (1994), 角川古語大辞典, 初版, 第4巻, 角川書店, p.243
- (17) 塙保己一編 (1987), 群書類従, 第7輯, 公事部, 訂正第3版第6刷, 統群書類従完成会, 卷89-p.1, 卷100-pp.324-353, 卷101-pp.358-359
- (18) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編 (1994), 前掲書, 第4巻, p.243
- (19) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第8巻, p.1212
- (20) 中村元 (1987), 佛教語大辞典, 縮刷版, 第6刷, 東京書籍, p.940
- (21) 中本元 (1987), 前掲書, p.940
- (22) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 卷2, p.629
- (23) 白川静 (1996), 前掲書, p.228
- (24) 禪學大辞典編纂所編 (2000), 新版禪學大辞典, 新版, 第6刷, 大修館, p.197
- (25) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第4巻, p.74
- (26) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 卷10, p.915
- (27) 白川静 (1996), 前掲書, p.253
- (28) 室町時代語辞典編修委員会編 (1989), 時代別国語大辞典, 室町時代編2, 第1刷, 三省堂, p.485
- (29) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第4巻, p.75
- (30) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 前掲書, p.1806
- (31) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第4巻, p.75
- (32) 柳田國男 (1987), 定本柳田國男集, 第24巻, 第25刷, 筑摩書房, p.201
- (33) 諸橋轍次 (1988), 前掲書, 卷12, p.129
- (34) 白川静 (1996), 前掲書, p.913
- (35) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第7巻, p.1174
- (36) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編 (1987), 前掲書, 第3巻, p.527
- (37) 物集高見 (1922), 廣文庫, 第10冊, 廣文庫刊行会, p.1022
- (38) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第7巻, p.1174
- (39) 中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編 (1982), 前掲書, 第1巻, p.751
- (40) 室町時代語辞典編修委員会編 (1989), 前掲書, 室町時代編2, p.176
- (41) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第3巻, p.589
- (42) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 前掲書, p.494
- (43) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第3巻, p.589
- (44) 室町時代語辞典編修委員会編 (1989), 前掲書, 室町時代編2, p.177
- (45) 古事類苑刊行會編 (1927), 前掲書, pp.100-101

- (46) 土井忠生・森田武・長岡実編訳 (1980), 邦訳日葡辞書, 岩波書店, p.113
- (47) 埴保己一編 (1987), 前掲書, 第9輯, 文筆部消息部, 訂正3版第6刷, p.569
- (48) 矢田部英正 (2004), 椅子と日本人のからだ, 昌文社, p.38
- (49) 入澤達吉 (1920), 「日本人の坐り方に就て」, 史學雜誌, 第31編第8号, pp.14-18
- (50) 入澤達吉 (1920), 前掲論文, 前掲書, p.16
- (51) 入澤達吉 (1920), 前掲論文, 前掲書, pp.19-20
- (52) 山折哲雄 (1984), 「坐」の文化論, 第1刷, 講談社, pp.241-242
- (53) 山折哲雄 (1984), 前掲書, p.244
- (54) 熊倉功夫 (1999), 文化としてのマナー, 第1刷, 岩波書店, p.137
- (55) 熊倉功夫 (1999), 前掲書, pp.137-147
- (56) 新村出編 (1998), 広辞苑, 第5版第1刷, 岩波書店, p.1466
- (57) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 前掲書, p.2613
- (58) 貝原益軒 (1713), 伊藤友信訳 (1990), 養生訓, 第13刷, 講談社, p.347
- (59) 貝原益軒 (1713), 伊藤友信訳 (1990), 前掲書, p.435, 436
- (60) 貝原益軒 (1713, 1710), 石川謙校訂 (1987), 養生訓・和俗童子訓, 第28刷, p.244
- (61) 本居清造 (不詳) 備忘録, 本居宣長記念館所蔵,
- (62) 大河本聴末譚 (1880), 學校衛生論, 壺店堂p.24 (岸野雄三監, 吉原瑛解〈1983〉近代体育文献集成, 第2期, 第26卷, 保健・衛生Ⅲ, 日本図書センター)
- (63) 熊倉功夫 (1999), 前掲書, p. 137
- (64) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第7巻, p.1173
- (65) 岡本學編 (1911), 現代名士の養生振, 博文館, p.81, 202, 206 (岸野雄三監, 吉原瑛解〈1983〉, 前掲書, 第30巻, 保健・衛生Ⅶ)
- (66) 金港堂編輯部編, 寺崎昌男・久木幸男監 (1991), 全国附属小学校の新研究, 日本教育史基本文献・史料叢書2, 大空社, p.609
- (67) 森林太郎 (1974), 藝用解體學, 鷗外全集, 第33巻, 岩波書店, pp.551-553
- (68) 柳田國男 (1985), 明治大正史, 定本柳田國男集, 第14巻, 第24刷, 筑摩書房, p.201, 499
- (69) 嘉納治五郎 (1992), 「柔道家の品格」, 嘉納治五郎著作集, 第2巻, 五月書房, p.190
- (70) 文部省編 (1988), 日本教育史資料, 3, 復刻版, 鳳文書館, p.520 (「肥前國」, 佐賀藩, 「東原岸舎規則」〈1718〉)
- (71) 村木弘昌 (2003), 白隠の丹田呼吸法, 第1刷, 春秋社, p.190, 196
- (72) 久須本文雄訳著 (1994), 座右版, 言志四録, 第1刷, 講談社, p.715
- (73) 新渡戸稲造 (1900), 佐藤全弘訳 (2000), 武士道, 教文館, p.102
- (74) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第8巻, p.1212
- (75) 梅原徹 (1999), 松下村塾の明治維新, 初版第1刷, ミネルヴァ書房, p.24
- (76) J. C. HEPBURN (1886), 改正増補和英英和語林集成, 丸善商社, p.643
- (77) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第8巻, p.1212
- (78) 金澤庄三郎編 (1911), 辭林, 三省堂, p.976
- (79) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 前掲書, p.2110
- (80) 松村明監, 小学館『大辞泉』編集部編 (1995), 前掲書, p.1082
- (81) 新渡戸稲造 (1900), 佐藤全弘訳 (2000), 前掲書, p.102
- (82) 山岸徳平校注 (1966), 五山文學集 江戸漢詩集, (日本古典文学大系, 89), 第1刷, 岩波書店, p.180
- (83) 山岸徳平校注 (1966), 前掲書, p.355
- (84) 暉峻康隆・川島つゆ校注 (1959), 蕪村集 一茶集, (日本古典文学大系, 58), 第1刷, 岩波書店, p.272
- (85) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第4巻, pp.74-75
- (86) 松村明・三省堂編修所編 (1995), 大辞林, 第2版, 三省堂, p.598
- (87) 正岡子規 (1989), 正岡子規集, (明治文學全集, 53), 初版第4刷, 筑摩書房, p.34
- (88) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第4巻, p.75
- (89) 下中邦彦編 (1986), 日本人名大事典, (新撰大人名辞典), 第5巻, 覆刻版第4版, 平凡社, p.524
- (90) 山岸徳平校注 (1966), 前掲書, p.355
- (91) 久野治 (1999), オリべ武家茶法 古織伝, 初版, 叢文社, pp.74-75
- (92) 陶智子 (1998), 『女礼十冊書弁解』全注, 初版第1刷, 和泉書院, p.44
- (93) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第3巻, p.589
- (94) J. C. HEPBURN (1886), 前掲書, p.272
- (95) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第3巻, p.589
- (96) 金澤庄三郎編 (1911), 前掲書, p.261
- (97) 陶智子 (1998), 前掲書, p.270

- (98) 熊倉功夫 (1999), 前掲書, p.147
- (99) 南博編 (1989), 近代庶民生活誌, 第5巻, 第1版第2刷, 三一書房, pp.380-382 (玉井廣平〈1924〉, 現代青年処女の作法, 親愛社)
- (100) 南博編 (1989), 前掲書, p.522
- (101) 南博編 (1989), 前掲書, p.522
- (102) 入澤達吉 (1920), 前掲論文, 前掲書, p.3, pp.9-10, p.11, 18, 28
- (103) 伊藤正之助 (1946), 「祖神尊崇」, 民間傳承, 第11巻第1号, pp.19-20
- (104) 宮本常一 (1946), 「幼時の躰」, 民間傳承, 第11巻第1号, p.22
- (105) 宮本常一 (1983), 「村里の教育」, 宮本常一著作集, 第21巻, 第3刷, 未来社, p.173
- (106) 嘉納治五郎 (1910), 『青年修養訓』, 同文館, (嘉納治五郎〈1992〉, 嘉納治五郎著作集, 第1巻, 五月書房, pp.386-390)
- (107) 嘉納治五郎 (1917), 「柔道家の品格」, 柔道, 11月号, (嘉納治五郎〈1992〉, 前掲書, 第2巻, p.190)
- (108) 嘉納治五郎 (1927-1928), 「嘉納塾について」, 作興, 1927・1月号-1928・12月号, (嘉納治五郎〈1992〉, 前掲書, 第3巻, p.45)
- (109) 嘉納治五郎 (1922), 「道難近不行不至」, (嘉納治五郎〈1992〉, 前掲書, 第1巻, p.76)
- (110) 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編 (2001), 前掲書, 第7巻, p.1174
- (111) 山折哲雄 (1984), 前掲書, p.239
- (112) 栄沢幸二 (1994), 「護憲運動と憲政思想」(金原左門編〈1994〉, 大正デモクラシー〈近代日本の軌跡4〉), 吉川弘文館, p.48, 50
- (113) 三省堂編修所編 (1976), コンサイス世界年表, 第3刷, 三省堂, pp.420-467
- (114) 熊倉功夫 (1999), 前掲書, p.147